

[事案 20-58] 契約転換無効確認請求

- ・平成 21 年 1 月 21 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 10 月 27 日 裁定終了

< 事案の概要 >

正しい説明があれば転換しなかったとして、転換を取り消し精算金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

それまで加入していた保険(転換前契約)を平成 60 年に転換し定期付終身保険(転換後契約)に加入した。その際、営業担当者から、転換後契約においても転換前契約と同様に、保険料払込満了時に 150 万円ほどの祝金が出るという虚偽の説明があり、また、転換に際して設計書を用いての説明も受けていない。

設計書を用いた正確な説明があれば、転換して現在の保険に加入しなかった。当初の説明と異なるので、転換後契約を転換時に遡及して取り消し、取消しに伴う精算金を支払って欲しい。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、本件保険契約の内容に関し、申立人に錯誤はなく、仮に申立人に錯誤があったとしても、それは表示されない動機の錯誤であるとともに、申立人には重過失が認められるものと考えられるので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 担当営業職員が既に死亡しており正確な事実確認は出来ないが、営業職員としても保険設計書を使用して説明した方が容易かつ正確であり、私製メモだけで募集することは通常考えられない。仮に、営業職員のメモによる簡単な説明を聞くのみで、保険設計書やパンフレットによる確認をせずに契約したとすれば、申立人には重過失があり錯誤無効の主張は出来ないことになる。
- (2) 申立人は以前にも保険契約を締結した経験があり、締結する保険契約の内容は保険設計書やパンフレットで確認できることを知っていたはずである。加えて、申立人の配偶者は当社営業職員であった経歴があり、生命保険に関しては通常の家より精通していたと考えられる。
- (3) 契約申込書の「ご契約のしおり 約款」受領印欄に申立人の押印があることは明らかである。申立人は「ご契約のしおり 約款」を参照することにより、本保険契約の内容を知ることが出来たと言える。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人、保険会社から提出された書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 申立人は、祝金が支払われないと説明されていたら転換には応じなかったと主張し、転換前契約への復旧を求めているが、法律的には、転換につき、錯誤による無効(民法 95 条)もしくは詐欺による取り消し(民法 96 条 1 項)を主張するものと解される。本件募集人は既に死亡しており、募集人から転換当時の状況を確認することはできないが、関係証拠から以下の事実が認められ、申立人が錯誤に陥っていたと認めることは出来ず、まして、それが要素の錯誤に当たると考えることは出来ない。仮に要素の錯誤が認められたとしても、下記のような経過を考慮すると、表意者(申立人)には重大な過失があったと評せざるを得ないので、申立人は自らその無効を主張することはできない。

ア) 申立人は、転換当時、募集人から転換後契約のパンフレットに基づき説明を受けたことは認めており、申立人の妻は、同パンフレットに祝金が出るという記載がないことに気づいていた。

イ) 契約転換時の生命保険契約申込書の【「ご契約のしおり、定款・約款」ご受領印】の欄に申立人が捺印していることから、申立人はこれらの書類の交付を同日までに受けていると推認することが出来る。

ロ) 本件募集人が申立人に対し設計書を交付したかどうかにつき争いがあるが(ただし、募集人が設計書を用いないで説明することは通常想定し難いところである) パンフレット・ご契約のしおり・約款、保険証券、「ご契約者さまへのお知らせ」を見れば、転換後契約には(転換前契約とは異なり)祝金の制度が設けられていないことは容易に知ることができる。

ハ) 申立人の妻の供述では、「ご契約のしおり 約款」は平成8年か9年頃に交付を受け、それ以降ずっと祝金の件を保険会社に問い質し続けてきたと言うが、申立人は、平成9年にリビング・ニーズ特約を付加し、同19年9月と 同20年7月には保険金を減額し、同12年9月に契約者貸付を利用している。これらの行動は、転換後契約が有効に存在していることを前提とするものである。

(2) 詐欺(民法96条1項)が成立するためには、欺罔行為(故意に事実を隠蔽し、または虚構して表示すること)と、故意(相手を欺こうとする意思と、欺くことにより一定の意思表示をさせようとする意思)が必要であるが、これらを裏付ける証拠はない。また、既に転換から25年以上が経過しており、取消権は除斥期間の経過により消滅している(民法126条後段)。

【参考】

民法95条(錯誤)

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法96条(詐欺又は強迫)

詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。

相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。

前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。

民法126条(取消権の消滅時効)

取消権は、追認をすることができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。